

専決処分の承認を求めることについて
(武蔵野市市税条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和6年5月9日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

専決処分の承認を求めることについて
(武蔵野市市税条例の一部を改正する条例)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを市議会に報告し、承認を求める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、武蔵野市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

武蔵野市長 小美濃 安 弘

（専決理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴う武蔵野市市税条例（昭和25年8月武蔵野市条例第17号）の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、専決処分するものである。

武蔵野市市税条例の一部を改正する条例

武蔵野市市税条例（昭和25年8月武蔵野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）</u></p> <p><u>第3条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第3条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第27条の3、第27条の5の3から第27条の8まで、附則第3条第1項、附則第3条の3の2第1項、前条及び附則第5条の3第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第27条の6第2項、第33条の6の5第1項及び前条の規定の適用については、第27条の6第2項及び前</u></p>	<p>条の追加</p>

条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び法附則第5条の8第6項」と、第33条の6の5第1項中「課した」とあるのは「附則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第3条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第32条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の都民

条の追加

税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の都民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合に

は、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第31条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第31条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第31条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」とい

う。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納

期、第2期納期及び第3期納期においては ないものとし、第4期納期においては その者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第33条の6第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合には、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

条の追加

第3条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第33条の6の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義

務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第33条の6の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をい

う。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第33条の6の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期

納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期に

おける税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその

者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間において

者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間において

はその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はな
いものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第33条の6の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第3条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第33条の6の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日ま

での間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額

以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額

とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第33条の6の5第2項の規定により読み替えられた第33条の6の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第33条の6の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第3条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第33条の6の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

条の追加

第3条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第27条の3、第27条の5の3から第27条の8まで、附則第3条第1項、附則第3条の3の2第1項、附則第3条の4及び附則第5条の3第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第27条の3まで、第27条の5の3から第27条の7まで、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の3の2第1項及び前条の

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第27条の3まで、第27条の5の3から第27条の7まで、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の3の2第1項及び附則第

字句の改正

<p>規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第27条の8第1項の規定の適用については、<u>同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第4条第2項」とする。</u></p>	<p><u>3条の4</u>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第27条の8第1項、<u>附則第3条の5第1項及び前条</u>の規定の適用については、<u>第27条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条第2項」と、附則第3条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第4条第2項及び」と、前条中「附則第3条の4及び」とあるのは「附則第3条の4、次条第2項及び」とする。</u></p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2から13まで (略)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2から13まで (略)</p>	
<p>14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。</p>	<p>14 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。</p>	<p>15 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で</p>	<p>16 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で</p>	<p>字句の改正</p>

<p>定める割合は、12分の7とする。</p>	<p>定める割合は、12分の7とする。</p>	
<p>17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>17 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>18 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>19 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>20 (略)</p>	<p>20 (略)</p>	
<p>21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>		<p>項の削除</p>
<p>22 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>項の繰上げ及び字句の改正</p>
<p>23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>22 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>項の繰上げ及び字句の改正</p>
<p>24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>23 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>項の繰上げ及び字句の改正</p>
<p>25 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>項の繰上げ及び字句の改正</p>
<p>26及び27 (新築住宅等に対する固定資</p>	<p>25及び26 (新築住宅等に対する固定資</p>	<p>項の繰上げ</p>

<p>産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第6条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第6条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u></p>	<p>項の追加</p>
<p><u>3から7まで</u></p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号</p>	<p><u>4から8まで</u></p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号</p>	<p>項の繰下げ</p> <p>項の繰下げ</p> <p>字句の改正</p>

<p>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>9</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>10</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>項の繰下げ</p> <p>字句の改正</p>
<p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>10</u> 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>11</u> 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>項の繰下げ</p> <p>字句の改正</p>
<p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>11</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の</p>	<p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>12</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の</p>	<p>項の繰下げ</p>

<p>9 第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p>	<p>9 第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p>	<p>字句の改正</p>
<p><u>12</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p>	<p><u>13</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p>	<p>項の繰下げ</p> <p>字句の改正</p>
<p><u>13</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令</p>	<p><u>14</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令</p>	<p>項の繰下げ</p> <p>字句の改正</p>

<p>附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p>	<p>附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p>	<p>字句の改正</p>
<p>14 (略)</p>	<p>15 (略)</p>	<p>項の繰下げ</p>
<p>(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第7条 次条から附則第10条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p>	<p>(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第7条 次条から附則第10条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項</p> <p>(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)</p> <p>第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の</p>	<p>(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項</p> <p>(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)</p> <p>第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

<p>価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第42条の2の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>	<p>価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第42条の2の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第42条の2の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>	<p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であって、<u>令和8年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第42条の2の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>	<p>字句の改正 字句の改正</p>
<p>（宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>）</p>	<p>（宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>）</p>	<p>字句の改正</p>
<p>第8条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当</u></p>	<p>第8条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当</u></p>	<p>字句の改正</p>

該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける

該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける

字句の削除

字句の削除

<p>商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）</p>	<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗</p>	<p>字句の改正</p>

<p>を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4. 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額</u>は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5. 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額</u>は、第1項の規定にかかわら</p>	<p>じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4. 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額</u>は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5. 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額</u>は、第1項の規定にかかわら</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
--	--	---------------------------

ず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置）

第8条の3 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。附則第9条の4第1号ロ及び附則第15条の5において「令和3年改正法」という。）附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないこととする。

ず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置）

第8条の3 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。附則第9条の4第1号ロ及び附則第15条の5において「令和6年改正法」という。）附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないこととする。

字句の改正

字句の改正

字句の改正

字句の改正

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の 区分	負担調整率
-------------	-------

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の 区分	負担調整率
-------------	-------

字句の改正

字句の改正

字句の削除

字句の削除

0.9以上のものから0.7未満のものまで (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第9条の2 (略)

2及び3 (略)

4 令和2年度分の固定資産税について武蔵野市市税条例の一部を改正する条例(令和3年3月武蔵野市条例第12号)による改正前の武蔵野市市税条例(以下「令和3年改正前の条例」という。)附則第9条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第9条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

0.9以上のものから0.7未満のものまで (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第9条の2 (略)

2及び3 (略)

項の削除

第9条の3 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)

(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4

第9条の3 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6

字句の改正

字句の削除

字句の改正

年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（住宅用地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の減額）

第9条の4 令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税に限り、住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第9条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項ただし書の適用を受ける市街化

年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（住宅用地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の減額）

第9条の4 令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税に限り、住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第9条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項ただし書の適用を受ける市街化

字句の改正

字句の改正

区域農地を除く。)をいう。
以下この条において同じ。)に係る当該年度分の固定資産税額(当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第8条又は前条の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額又は市街化区域農地調整固定資産税額とする。以下この条において同じ。)が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額する。

- (1) 令和3年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、住宅用地にあつては100分の110、商業地等にあつては100分の110、市街化区域農地にあつては100分の110(以下この条において「負担上限割合」という。)を乗じて得た額(当該住宅

区域農地を除く。)をいう。
以下この条において同じ。)に係る当該年度分の固定資産税額(当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第8条又は前条の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額又は市街化区域農地調整固定資産税額とする。以下この条において同じ。)が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額する。

- (1) 令和6年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、住宅用地にあつては100分の110、商業地等にあつては100分の110、市街化区域農地にあつては100分の110(以下この条において「負担上限割合」という。)を乗じて得た額(当該住宅

字句の改正

<p>用地等が当該年度分の固定資産税について<u>地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「令和4年改正前の法」という。）</u>第349条の3又は令和4年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る<u>令和3年度分</u>の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p> <p>ロ <u>令和2年度分</u>の固定資産税について、<u>令和3年改正前の条例附則第9条の4</u>の規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る<u>令和2年度分</u>の固定資産税に係る同条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について<u>令和3年改正法第1条</u>の規定による改正前の地方税法（以下この号及び附則第17条の3の3において「<u>令和3年改正前の法</u>」という。）第349条</p>	<p>用地等が当該年度分の固定資産税について<u>法第349条の3</u>又は<u>法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る<u>令和6年度分</u>の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p> <p>ロ <u>令和5年度分</u>の固定資産税について、<u>武蔵野市市税条例の一部を改正する条例（令和6年3月武蔵野市条例第22号）</u>による改正前の<u>武蔵野市市税条例（附則第17条の3の3</u>において「<u>令和6年改正前の条例</u>」という。）<u>附則第9条の4第1項第3号イ又はロ</u>の規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る<u>令和5年度分</u>の固定資産税に係る同条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地</p>	<p>字句の改正 字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正 字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
---	--	---

<p>度分の固定資産税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について<u>地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）第1条の規定による改正前の法（以下「令和5年改正前の法」という。）</u>第349条の3又は令和5年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る<u>令和4年度分</u>の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p>	<p>度分の固定資産税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について<u>法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>）を当該住宅用地等に係る<u>令和7年度分</u>の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p>	<p>字句の改正 字句の改正</p>
<p>ロ <u>令和3年度分</u>の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る<u>令和3年度分</u>の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について<u>令和4年改正前の法第349条の3又は令和4年改正前の法附則第15条から第15条の3ま</u></p>	<p>ロ <u>令和6年度分</u>の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る<u>令和6年度分</u>の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について<u>法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等</u></p>	<p>字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正</p>

<p>での規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が<u>令和4年度分</u>の固定資産税について<u>令和5年改正前</u>の法第349条の3又は<u>令和5年改正前</u>の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る<u>令和4年度分</u>の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p>	<p>であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が<u>令和7年度分</u>の固定資産税について<u>法第349条</u>の3又は<u>法附則第15条</u>から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る<u>令和7年度分</u>の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p>	<p>字句の改正 字句の改正 字句の改正</p>
<p>(3) <u>令和5年度</u> 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が<u>令和5年度分</u>の固定資産税について<u>法第349条</u>の3又は<u>法附則第15条</u>から第15条の3までの規定の適用を受ける</p>	<p>(3) <u>令和8年度</u> 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が<u>令和8年度分</u>の固定資産税について<u>法第349条</u>の3又は<u>法附則第15条</u>から第15条の3までの規定の適用を受ける</p>	<p>字句の改正 字句の改正</p>

<p>住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る<u>令和5年度分</u>の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p>	<p>住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る<u>令和8年度分</u>の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p>	<p>字句の改正</p>
<p>ロ <u>令和4年度分</u>の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る<u>令和4年度分</u>の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について<u>令和5年改正前の法第349条の3</u>又は<u>令和5年改正前の法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が<u>令和5年度分</u>の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得</p>	<p>ロ <u>令和7年度分</u>の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る<u>令和7年度分</u>の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について<u>法第349条の3</u>又は<u>法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が<u>令和8年度分</u>の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る<u>令和8年</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

た額)を当該住宅用地等に
に係る令和5年度分の固
定資産税の課税標準とな
るべき額とした場合にお
ける固定資産税額

(免税点の適用に関する特
例)

第10条 附則第8条、第9条、
第9条の2又は第9条の3の
規定の適用がある各年度分の
固定資産税に限り、第44条に
規定する固定資産税の課税標
準となるべき額は、附則第8
条、第9条又は第9条の3の
規定の適用を受ける宅地等、
農地又は市街化区域農地につ
いては、これらの規定に規定
する当該年度分の固定資産税
の課税標準となるべき額によ
るものとし、附則第9条の2
の規定の適用を受ける市街化
区域農地(附則第9条の3の
規定の適用を受ける市街化区
域農地を除く。)については、
附則第9条の2第1項(同
条第3項において準用する
場合を含む。)又は第4項に
規定するその年度分の課税標
準となるべき額によるものと
する。

(特別土地保有税の課税の特
例)

第11条 附則第8条第1項から
第5項までの規定の適用があ

度分の固定資産税の課税
標準となるべき額とした
場合における固定資産税
額

(免税点の適用に関する特
例)

第10条 附則第8条、第9条、
第9条の2又は第9条の3の
規定の適用がある各年度分の
固定資産税に限り、第44条に
規定する固定資産税の課税標
準となるべき額は、附則第8
条、第9条又は第9条の3の
規定の適用を受ける宅地等、
農地又は市街化区域農地につ
いては、これらの規定に規定
する当該年度分の固定資産税
の課税標準となるべき額によ
るものとし、附則第9条の2
の規定の適用を受ける市街化
区域農地(附則第9条の3の
規定の適用を受ける市街化区
域農地を除く。)については、
附則第9条の2第1項(同
条第3項において準用する
場合を含む。)に規定するそ
の年度分の課税標準となるべ
き額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特
例)

第11条 附則第8条第1項から
第5項までの規定の適用があ

字句の削除

<p>る宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、法第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の特別土地保有税については、第141条の8第1号及び第141条の11の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第141条の8第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「<u>令第54条の38第1項</u>に規定する価格」とあるのは「<u>令第54条の38第1項</u>に規定する価格（法附則第11条の5第1項</p>	<p>る宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、法第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の特別土地保有税については、第141条の8第1号及び第141条の11の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第141条の8第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「<u>令第54条の38第1項</u>に規定する価格」とあるのは「<u>令第54条の38第1項</u>に規定する価格（法附則第11条の5第1項</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
--	--	---------------------------

<p>の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>	<p>の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>	<p>号の追加</p>
<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第12条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>	<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第12条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用に</u></p>	<p>号の追加</p>

<p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の 市民税の課税の特例)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある 場合には、次に定めるところ による。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の 市民税の課税の特例)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある 場合には、次に定めるところ による。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>	<p><u>については、附則第3条の5 第1項及び附則第3条の8 中「所得割の額」とあるの は、「所得割の額並びに附 則第12条の4第1項の規定 による市民税の所得割の 額」とする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の 市民税の課税の特例)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある 場合には、次に定めるところ による。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 附則第3条の5及び附則 第3条の8の規定の適用に ついては、附則第3条の5 第1項及び附則第3条の8 中「所得割の額」とあるの は、「所得割の額並びに附 則第13条第1項の規定によ る市民税の所得割の額」と する。</u></p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の 市民税の課税の特例)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある 場合には、次に定めるところ による。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 附則第3条の5及び附則</u></p>	<p>号の追加</p> <p>号の追加</p>
---	---	-------------------------

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

(5) 附則第3条の5及び附則

号の追加

号の追加

<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の3の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>	<p><u>第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の3の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるの</u></p>	<p>号の追加</p> <p>号の追加</p>
---	--	-------------------------

<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>	<p>は、「<u>所得割の額並びに附則第14条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>	<p>号の追加</p> <p>号の追加</p>
---	--	-------------------------

<p>6 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>)</p> <p>第15条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)</u>に100分の5(商業地等に係る<u>令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5</u>)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)</p>	<p>6 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>)</p> <p>第15条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)</u>に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」とい</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p>
---	---	---

を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第15条の2 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第15条の3 附則第15条の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度

う。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第15条の2 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第15条の3 附則第15条の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度ま

字句の改正

字句の改正

分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第15条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第15条の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第15条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であ

での各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第15条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第15条の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第15条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であ

字句の改正

るときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

第15条の4の2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第15条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(用途変更宅地等及び類似用

るときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

第15条の4の2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第15条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(用途変更宅地等及び類似用

字句の改正

途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)

第15条の5 令和3年改正法附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第16条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗

途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)

第15条の5 令和6年改正法附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第16条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当

字句の改正
字句の改正

字句の改正

字句の改正

字句の削除

じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のものから0.7未満のものまで	（略）

第17条の3 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第16条の2の規定により附則第9条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固

該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のものから0.7未満のものまで	（略）

第17条の3 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第16条の2の規定により附則第9条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から

字句の削除

字句の改正

字句の削除

定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第17条の3の2 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都

第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第17条の3の2 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に

字句の改正

<p>市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	
<p>(住宅用地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の減額)</p>	<p>(住宅用地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の減額)</p>	<p>字句の改正</p>
<p>第17条の3の3 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税に限り、住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第9条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に係る当該年度分の都市計画税額（当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税について附則第15条から第15条の4の2まで、第17条の3又は前条の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額、商業地等調整都市計画税額又は市街化区域農地調整都市計画税額とする。以下この条において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額</u></p>	<p>第17条の3の3 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税に限り、住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第9条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に係る当該年度分の都市計画税額（当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税について附則第15条から第15条の4の2まで、第17条の3又は前条の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額、商業地等調整都市計画税額又は市街化区域農地調整都市計画税額とする。以下この条において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額</u></p>	<p>字句の改正</p>

<p>を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額する。</p> <p>(1) <u>令和3年度</u> 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、住宅用地にあつては100分の110、商業地等にあつては100分の110、市街化区域農地にあつては100分の110（以下この条において「負担上限割合」という。）を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について<u>令和4年改正前の法第349条の3</u>（第18項を除く。）又は<u>令和4年改正前の法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る<u>令和3年度分</u>の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p>	<p>を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額する。</p> <p>(1) <u>令和6年度</u> 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、住宅用地にあつては100分の110、商業地等にあつては100分の110、市街化区域農地にあつては100分の110（以下この条において「負担上限割合」という。）を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について<u>法第349条の3</u>（第18項を除く。）又は<u>法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る<u>令和6年度分</u>の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
---	---	--

<p>当該住宅用地等に係る<u>令和3年度分</u>の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p> <p>(2) <u>令和4年度</u> 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について<u>令和5年改正前の法第349条の3</u>（第18項を除く。）又は<u>令和5年改正前の法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る<u>令和4年度分</u>の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p> <p>ロ <u>令和3年度分</u>の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る<u>令和3年度分</u>の都市計画税に係る同</p>	<p>(2) <u>令和7年度</u> 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について<u>法第349条の3</u>（第18項を除く。）又は<u>法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る<u>令和7年度分</u>の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p> <p>ロ <u>令和6年度分</u>の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る<u>令和6年度分</u>の都市計画税に係る同</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
---	--	--

<p>の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が<u>令和5年度分</u>の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る<u>令和5年度分</u>の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p> <p>ロ <u>令和4年度分</u>の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る<u>令和4年度分</u>の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について<u>令和5年改正前の法第349条の3</u>（第18項を除く。）又は<u>令和5年改正前の法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定</p>	<p>の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が<u>令和8年度分</u>の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る<u>令和8年度分</u>の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p> <p>ロ <u>令和7年度分</u>の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る<u>令和7年度分</u>の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について<u>法第349条の3</u>（第18項を除く。）又は<u>法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
--	--	---

<p>める率で除して得た額) に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が令和5年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和5年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p>	<p>限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が令和8年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和8年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(都市計画税に係る読替規定)</p>	<p>(都市計画税に係る読替規定)</p>	<p>字句の改正</p>
<p>第18条の3 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>第18条の3 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>字句の改正</p>

付 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の武蔵野市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(改正理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。

